

2025 年 10 月より、「証券総合口座取引約款」「総合取引約款」「株式等振替決済口座管理約款」「保護預り約款」「外国証券取引口座約款」「振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「Naito Web サービス取扱規定」「内部者登録制度について」を以下の新旧対照表の通り改定いたします。

証券総合口座取引約款_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(申込方法) 第 4 条 (省略) <u>2. お客様が、本邦の国籍を有しない場合には、前項の申込時にその旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等当社所定の書類を提出していただくことがあります。</u> <u>(在留資格等の届出)</u> <u>第 4 条の 2 お客様が本邦の国籍を保有せずに本邦に在住している場合には、在留資格および在留制限その他必要な事項を当社所定の方法によって当社に届出ていただくことがあります。</u> (省略) (届出事項の変更) 第 12 条 犯罪収益移転防止法及び同法施行令、施行規則の規定<u>およびその他法令等</u>に従い本人特定事項や<u>国籍、在留期間</u>、取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者の有無及び同支配者の本人特定事項などの申告事項又は第 4 条<u>および第 4 条の 2</u>の届出事項に変更があったとき、<u>在留期間を更新しないこととなった場合もしくは在留期間が満了した場合</u>は、お客様は当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出てください。 2. (省略) <u>3. 当社は、お客様から第 1 項の届出事項もしくはその変更についてお届けがない場合、お客様のお取引を制限または停止する場合があります。</u>	(申込方法) 第 4 条 (省略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (省略) (届出事項の変更) 第 12 条 犯罪収益移転防止法及び同法施行令、施行規則の規定に従い本人特定事項や取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配者の有無及び同支配者の本人特定事項などの申告事項又は第 4 条の届出事項に変更があったときは、お客様は当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出てください。 2. (省略) <u>(新設)</u>

新	旧
(省略) (取扱いの解約) 第 14 条 (省略) ③お客様が非居住者になったとき。ただし、第 14 条の 2 に規定する場合を除きます。 ④第 4 条の 2 の規程に基づき届出のあった在留期間を更新しないこととなった場合、在留期間が満了した場合もしくは当社所定の届出を拒否されたとき ⑤お客様が当社の業務に関して、差別的な言動、名誉を毀損する言動、侮辱的な言動、人格を否定する言動、威圧的な言動、性的な言動、拘束的な言動、その他、当社の業務に従事する者の就業環境を害するおそれのある著しい迷惑行為を行ったとき ⑥その他やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき (非居住者となる場合) 第 14 条の 2 お客様が本邦の居住者でなくなる場合は、遅滞なく当社にお届出いただき、当社のお取引口座解約手続きを行っていただきます。ただしお客様が、当社が別に定めるお取扱いについてご同意のうえ、当社所定の手続きを行い、当社がこれを承諾した場合には、その定め範囲でお取扱いを継続することができます。 (省略) 以上 2025 年 10 月	(省略) (取扱いの解約) 第 14 条 (省略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ③その他やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき <u>(新設)</u> (省略) 以上 2023 年 10 月

総合取引約款_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
<u>(システムの障害)</u> 第 24 条の 2 当社が提供するシステムの不具合に起因して、注文の遅延または注文の不能が生じていると当社が判断した場合（ただし、取引所等の障害による場合を除く）、	<u>(新設)</u>

新	旧
<u>当社は、お客様が行うことのできる注文または出金の内容もしくは方法を制限させていた だく場合があります。</u> (省略) 以上 2025 年 <u>10 月</u>	(省略) 以上 2025 年 <u>4 月</u>

株式等振替決済口座管理約款_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(共通番号の届出) 第 3 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>16 項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (省略) (当社への届出事項) 第 5 条（省略） 2.お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「<u>在留カード</u>」等の書類をご提出願うことがあります。 (省略) 以上 2025 年 <u>10 月</u>	(共通番号の届出) 第 3 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>15 項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (省略) (当社への届出事項) 第 5 条（省略） 2.お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「<u>外国人登録証明書</u>」等の書類をご提出願うことがあります。 (省略) 以上 2025 年 <u>4 月</u>

保護預り約款_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(共通番号の届出) 第 6 条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>16 項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (当社への届出事項) 第 6 条の 2（省略） 2.お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第 23 条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、<u>「在留カード」</u>等の書類をご提出願うことがあります。 （省略） 以上 2025 年 <u>10 月</u>	(共通番号の届出) 第 6 条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>15 項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (当社への届出事項) 第 6 条の 2（省略） 2.お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第 23 条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、<u>外国人登録証明書等</u>の書類をご提出願うことがあります。 （省略） 以上 2025 年 <u>4 月</u>

外国証券取引口座約款_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(約款の趣旨) 第 1 条（省略） 2.申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を<u>取り次ぐ方法により</u>我が国以	(約款の趣旨) 第 1 条（省略） 2.申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の<u>金融商品市場</u>

新	旧
外で執行する取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 (省略) (配当等の処理) 第7条 (省略) <u>8.配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u> (新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 (省略) ①新株予約権等が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取扱います。 (省略) ⑤第1号イ、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。 (省略) (注文の執行及び処理)	<u>(店頭市場を含みます。以下同じ。)</u>に取次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 (省略) (配当等の処理) 第7条 (省略) <u>(新設)</u> (新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 (省略) ①新株予約権が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取扱います。 (省略) ⑤第1号イ、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。 (省略) (注文の執行及び処理)

新	旧
第 13 条（省略） ⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時等交付書面<u>等</u>を送付します。 （省略） （外国証券に関する権利の処理） 第 17 条（省略） ③株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における<u>売買単位</u>未満の株式は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。 （省略） （金銭の授受） 第 22 条（省略） 2.前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条<u>第 1 項</u>第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。 （省略） （共通番号の届出） 第 24 条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>16</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。 （省略）	第 13 条（省略） ⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時等交付書面を送付します。 （省略） （外国証券に関する権利の処理） 第 17 条（省略） ③株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における <u>1 株</u>未満の株式は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。 （省略） （金銭の授受） 第 22 条（省略） 2.前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。 （省略） （共通番号の届出） 第 24 条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>15</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。 （省略）

新	旧
(個人データの第三者提供に関する同意) 第 33 条 (省略) 以上 <u>2025 年 10 月</u> <u>付則 (令和 7 年 10 月 1 日)</u> <u>改正後の第 7 条第 8 項 (第 8 条第 5 号において準用する場合を含む。) の規定は、令和 12 年 10 月 1 日より施行し、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等 (同号において準用する場合にあっては、同条第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金) についても適用する。</u>	(個人データ等の第三者提供に関する同意) 第 33 条 (省略) 以上 <u>2023 年 7 月</u> <u>(新設)</u>

振替決済口座管理約款_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(共通番号の届出) 第 3 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号 (番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>16 項</u> に規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (省略) 以上 2025 年 <u>10 月</u>	(共通番号の届出) 第 3 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号 (番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>15 項</u> に規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (省略) 以上 2025 年 <u>4 月</u>

一般債振替決済口座管理約款_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第 <u>16 項</u> に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (省略) 以上 2025 年 <u>10 月</u>	(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第 <u>15 項</u> に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (省略) 以上 2025 年 <u>4 月</u>

投資信託受益権振替決済口座管理約款_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第 <u>16 項</u> に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (省略) 以上 2025 年 <u>10 月</u>	(共通番号の届出) 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第 <u>15 項</u> に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (省略) 以上 2025 年 <u>4 月</u>

Naito Web サービス取扱規定_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(サービスの利用) 第3条 お客様は、当社所定の方法により本サービスの申込みの意思表示を行うことにより本サービスを利用することができます。お客様は、当社が発行するログイン用のIDおよびパスワードとおお客様がご利用時に使用するIDおよびパスワードとが一致した場合にのみ本サービスを利用することができます。 2.本サービスのご利用に必要な通信用機器などは、お客様にご用意いただくものとします。 <u>(削除)</u> (省略) 以 上 2025 年 <u>10 月</u>	(サービスの利用) 第3条 お客様は、当社所定の方法により本サービスの申込みの意思表示を行うことにより本サービスを利用することができます。お客様は、当社が発行するログイン用のIDおよびパスワードとおお客様がご利用時に使用するIDおよびパスワードとが一致した場合にのみ本サービスを利用することができます。 2.本サービスのご利用に必要な通信用機器などは、お客様にご用意いただくものとします。 <u>3.非居住者の方（居住者が非居住者となった場合も含む）は原則として本サービスをご利用いただけません。</u> (省略) 以 上 2025 年 <u>4 月</u>

内部者登録制度について_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
「内部者登録制度」とは <u>お客様が上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う場合、インサイダー取引を未然に防止する観点から、「上場会社等の役員等」であるかどうかを口座開設時に記載・登録していただく制度で、日本証券業協会の自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理に関する規則」により規定されています。</u>また、お客様（すでに当社において口座開設されているお客様を含みます。）が「上場会社等の役員等」であるかどうかに関する変更があった場合、また、内部者情報を知り得る立場となった場合にも、金融商品取引業者に対し、遅滞なくお届けいただく必要があります。	「内部者登録制度」とは <u>日本証券業協会の自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理に関する規則」により、お客様が初めて上場会社の株式や社債等及び上場投資法人のお取引を行う場合、金融商品取引業者等で口座開設時に申込書等により、お客様が上場会社（発行会社）及び上場投資法人等（資産運用会社・特定関係法人も含む）の役員等の場合、当該上場会社等の特定有価証券に係るインサイダー取引に該当しないよう口座開設時に「上場会社・上場投資法人等（以下上場会社等）の役員等」であるかどうかを記載・登録していただく制度です。</u>また、お客様（すでに当社において口座開設されているお客様を含みます。）が「上場会社等の役員等」であるかどうかに関する変更があった場合、また、内部者情報を知り得る立場となった場合にも、金融商品取引業者に対し、遅滞なくお届け出した

新	旧
「上場会社等の役員等」とは お届けいただくことになる「上場会社等の役員等」は下記の通りとなります。 (省略) ⑥上場会社等又は上場投資法人等<u>の</u>資産運用会社の使用人その他<u>の</u>従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。） ⑦上場会社等<u>の</u>親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 (省略) 以 上 <u>2025 年 10 月</u>	が必要です。 「上場会社等の役員等」とは お届けいただくことになる「上場会社等の役員等」は下記の通りとなります。 (省略) ⑥上場会社等又は上場投資法人等資産運用会社の使用人その他従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。） ⑦上場会社等又は親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 (省略) 以 上 <u>2014 年 4 月</u>